

農業集落排水事業とは

どんな事業ですか？

農業集落排水事業は、生活排水処理の整備を行い、農村の生活環境改善と農村をとりまくきれいな水環境を守る事業です。

具体的には、皆さんの便所・台所・風呂場などの汚れた水をきれいにするために、汚水を集める管路や水をきれいにする処理施設の建設を行うものです。

対象汚水排水：し尿及び生活雑排水（炊事、洗濯、風呂場）などの汚水処理

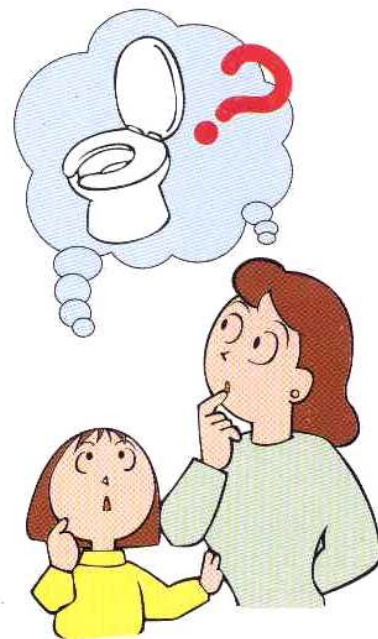
事業内容：計画人口 860人、計画戸数 247戸、処理施設 1箇所
管理施設 11.7km、ポンプ施設 9箇所
事業年度 平成14年度～平成19年度

事業主体：釜石市

事業制度：農業集落排水事業は、平成14年から国の補助事業として実施されています。

対象地域

- 【1】 農業振興地域内の集落であることが必要です。
- 【2】 受益戸数は、20戸以上です。
- 【3】 処理対象人口は、原則として1,000人以下ですが、1,000人を超える場合は、県等との協議調整を経て実施することができます。



工事の区分

この事業は、市と個人でつくる施設に分けられます。

市でつくる施設

汚水処理施設と管路の施設で末端1戸以上の起点マンホール及び公共ますまでの施設

個人がつくる施設（補助対象外）

各戸の宅地内排水管工事・便所、風呂、厨房、洗面所などからの排水施設への接続工事とされています。

なお、県単小規模農業集落排水事業で公共ますから宅地の最終ますまでの延長が30m以上ある個人施工分に対し、県費補助事業を導入（県・市・個人が3分の1補助）、管理組合事業としての実施を促します。